SSW活用マニュアル

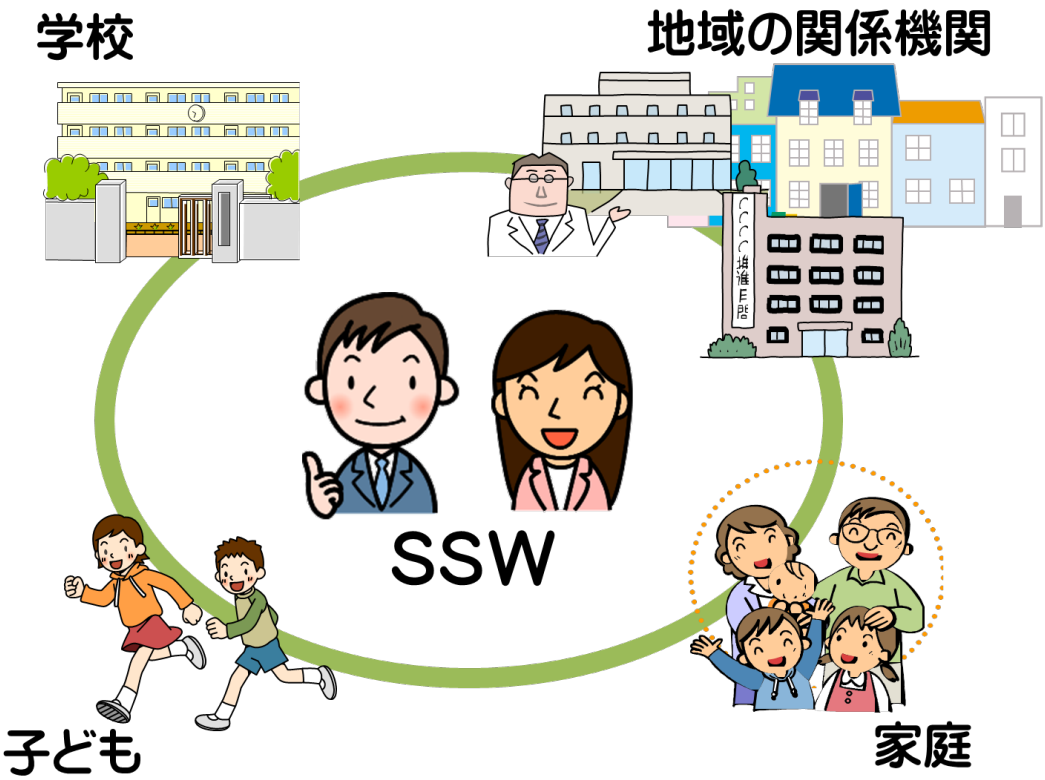

ふれあい教育センター
子どもと親のサポートセンター

目　　次

1　ＳＳＷ活用の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　ケース会議の運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

3　エコマップ（家族・社会関係図）の作成方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

4　ＳＳＷチェックリスト　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

5　関係機関との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

1　ＳＳＷ活用の流れ

事案解決に向けて、学校がどのように取り組んだらよいか、ＳＳＷをどのように活用したらよいかをフローチャートで示す。

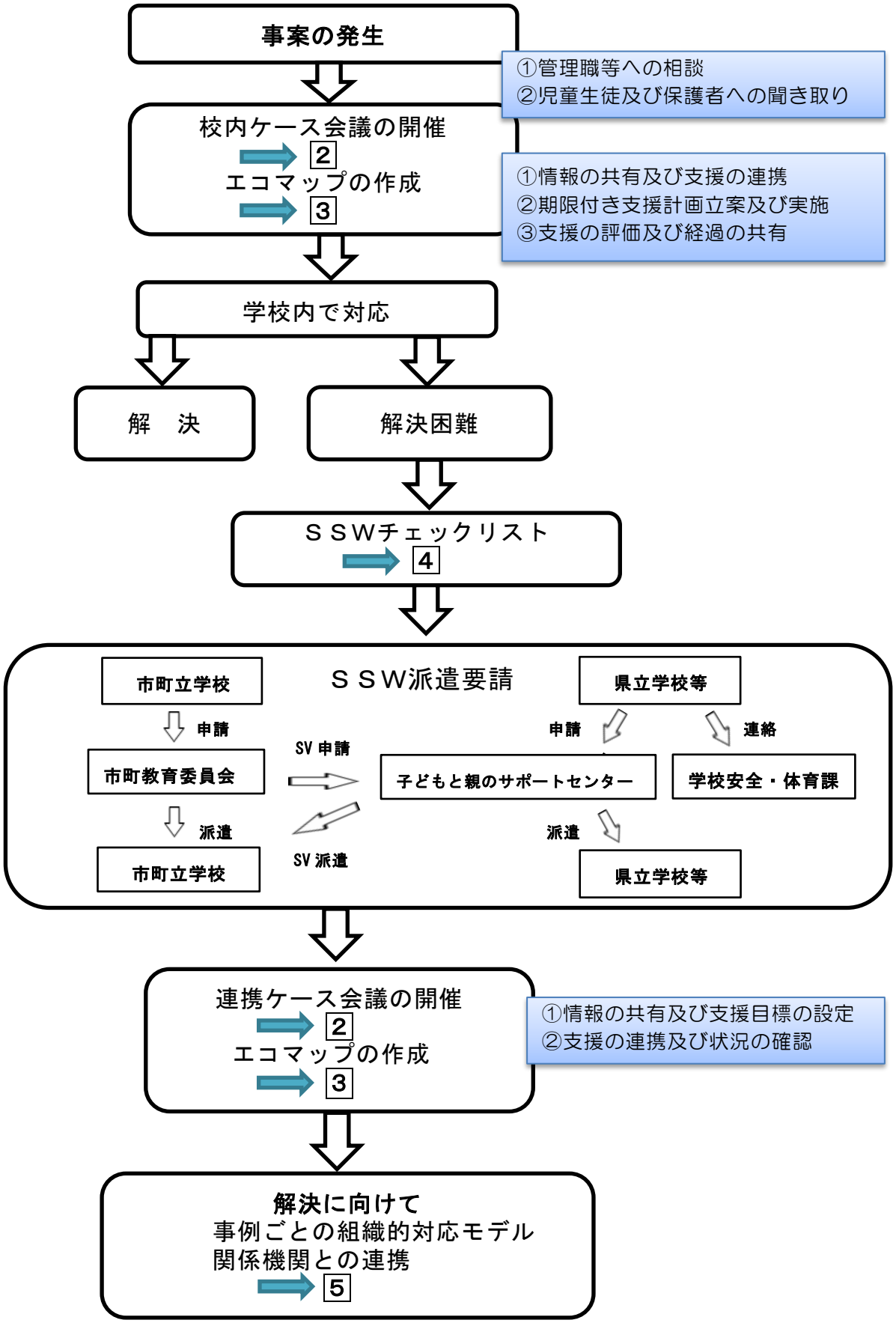

2　ケース会議の運営

(1) ケース会議の設定・準備（事前）

ﾁｪｯｸ欄 □	**1　ケース会議の開催について、管理職を交えて検討する。** □　校内ケース会議（校内の関係者によるケース会議） □　連携ケース会議（関係機関を集めて行うケース会議）
□	**2　管理職や教務主任と相談して日時・会場を決める。**
□	**3　管理職と相談して、ケース会議参加者を決める。** 学　校：校長　教頭　教務主任　生徒指導主任　教育相談担当　養護教諭　担任　前担任　（　　） 関係機関：警察　児童相談所　市町福祉課　教育委員会　医療機関　（　　）
□	**4　事例提供者（担任等）と打合せをする。（資料の作成）** 学校独自の資料の形式や山口県教育庁学校安全・体育課ウェブページにある「スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の活用について」のアセスメント・シート等を活用し、事例の概要を示す。 （http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50500/manual/futoukoutaiou.html） 例）家族構成、生育歴、学校生活、家庭生活、成績、調査・諸検査の記録等
□	**5　役割分担（司会・記録・時間管理等）について確認する。**

＜ケース会議運営の留意事項＞

- □　守秘義務を確認した上で、資料の配付等を行う。
- □　司会者はやる気を引き出す雰囲気づくりを心掛ける。
- □　ケース会議を効率的に進めるために、終了予定時間（概ね90分以内）を伝える。
- □　参加する上での安心感、受容感を高めるために、苦労して関わった人（担任、関係機関等）へのねぎらいの言葉を掛ける。
- □　「どの機関がどう対応すべきだ」というのではなく、それぞれの機関ができることを分担する。
- □　適時に休憩を入れる。
- □　終了時刻になったからといって、すぐに終わらない。
  ＊ケース会議の終了を告げ、参加者の確認をとる。
- □　配付資料等の持ち帰りについては十分留意する。

(2) 初めてのケース会議の進め方

ﾁｪｯｸ欄	
□	**1　ケース会議を始める。** □　資料を配付する。 ＊参加者全員に守秘義務があることを確認する。 □　目的を確認する。 「目的は○○さん家族についての　**①情報交換・共有、②解決すべき課題を見付け、③それに対する支援の方針と役割分担を決める**ことです。」等 □　会議の終了予定時間（概ね90分以内）を伝える。 □　自己紹介をする。 ＊所属・職種・氏名・事例に対する立場等
□	**2　情報を共有する。** □　担任等が、ケースの概要について資料を基に説明する。(15 分程度) ＊山口県教育庁学校安全・体育課アセスメントシート及びエコマップ等を活用する。 □　「何に困っていて、何を検討してもらいたいのか」等を出す。 □　より詳細な内容については、質問に答える形で情報を提供する。 **3　解決すべき課題を明確にし、それに対する支援方法を話し合う。** □　何が課題であるのか □　どこに注目したらいいのか □　不足情報は何か □　どんな家族なのか □　なぜ、このような状況に陥っているのか □　何を目標に支援していけばいいのか（支援方針、長期目標、短期目標等） ＊適時に休憩を入れる（雑談が大切な時がある)。 **4　今後の方針と役割分担を確認する。** □　どの機関が、どのような役割をするのかを、明確に決めておく。 ＊「見守る」、「様子を見る」は避ける。 例)「家庭訪問をする」→家庭訪問をして「何を話すのか」、「これだけはやろう、やめておこう」など具体的に決める。 □　状況に変化があった場合、参加者は学校（市町教育委員会、児童相談所等）の誰に連絡を入れるのか確認する。 □　次回のケース会議の開催時期・場所等を決めておく。 ＊具体的な支援について確認の場とする。

(3) 継続しているケース会議の進め方

ﾁｪｯｸ欄	
□	**1　ケース会議を始める。** □　資料を配付する。 ＊前回以降のなるべく詳しい資料を作成・配付する。 ＊参加者全員に守秘義務があることを確認する。
□	**2　前回の支援目標について確認する。** □　支援方針、短期目標等を確認する。 □　目標に対して参加者が「どのような支援を行った結果、どのように変容したのか」等について報告する。また、効果があったのか確認する。 ＊各関係機関等からの報告を受ける。
	3　支援方針の見直しや新たな課題等を明確にし、それに対する支援方法を話し合う。 □　何が課題であるのか □　どこに注目したらいいのか □　不足情報は何か □　家族はどのように変化したのか □　新たに何を目標に支援していけばいいのか（支援方針、長期目標、短期目標等） ＊適時に休憩を入れる（雑談が大切な時がある）。
	4　今後の方針と役割分担を確認する。 □　どの機関が、どのような役割をするのかを、明確に決めておく。 ＊「見守る」、「様子を見る」は避ける。 □　状況に変化があった場合、参加者は学校（市町教育委員会、児童相談所等）の誰に連絡を入れるのか確認する。 □　次回のケース会議の開催時期・場所等を決めておく。 ＊具体的な支援についての確認の場とする。

(4) ケース会議後（事後）

□	**1　記録や資料等を整理・保管する。** ＊配付資料等の取り扱いには十分留意する。 ＊資料の保管場所を全教職員に周知しておく。
□	**2　具体的な支援について全教職員で共有する。** □　職員朝礼や職員会議等で報告する。
□	**3　次回のケース会議までの支援状況を把握する。** □　好転している場合は、ケース会議の延期等を検討する。 □　停滞している場合は、ケース会議の早期開催等を検討する。 ＊支援方針、短期目標等の再設定を早急に行う。
□	**4　ケースの終結を全教職員に報告する。** □　引き続き対象児童生徒の見守りを依頼する。 □　事例検討会の資料とし、振り返りを行う。

３　エコマップ（家族・社会関係図）の作成方法

エコマップは支援を必要とする児童生徒を取り巻く家族や関係機関との関係性を円や四角、線や矢印を使って図式化したものである。

基本的な描き方

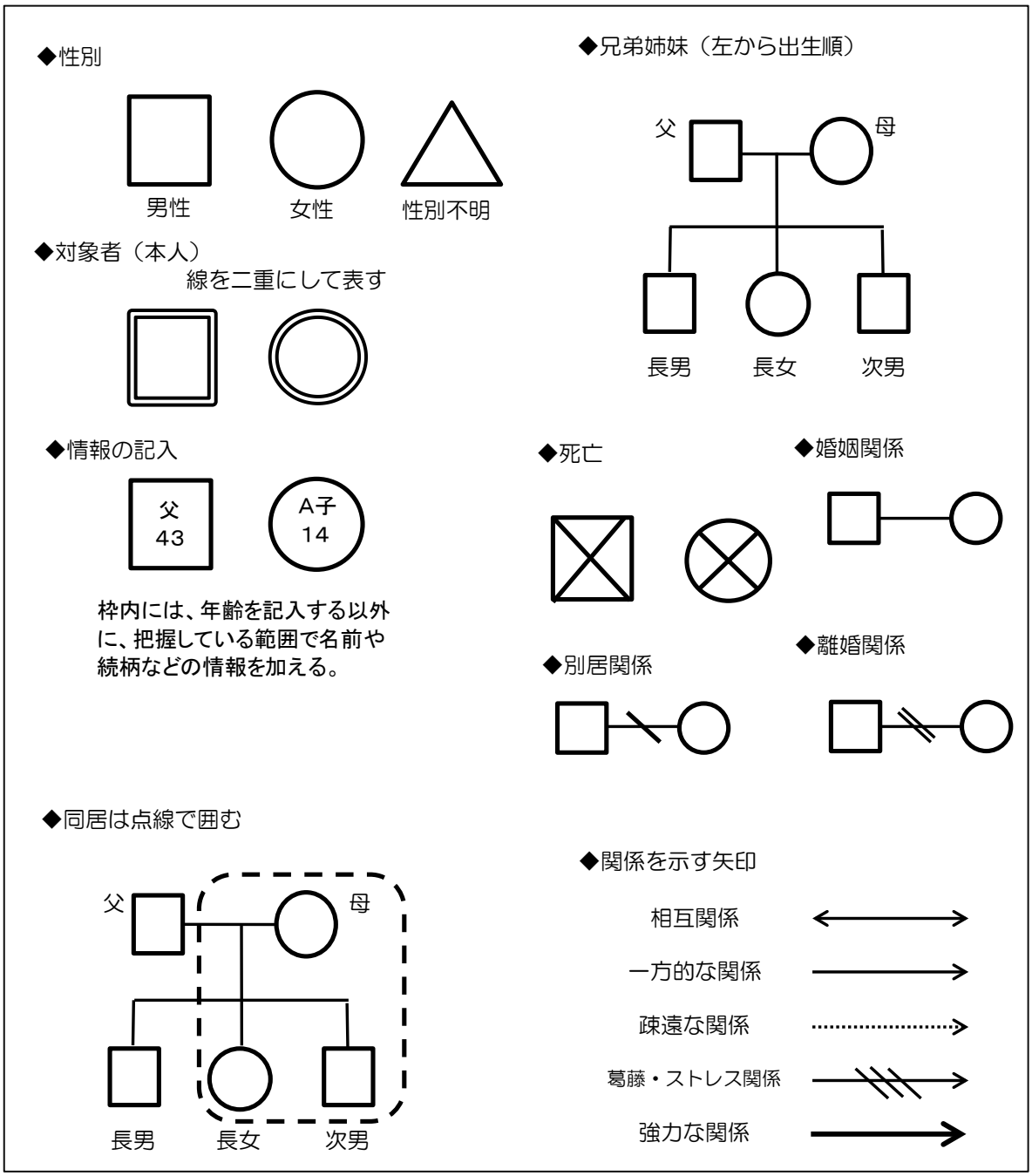

事例の概要（例）

◆この事例の対象児Ａは小学校５年生女子。
◆この世帯はＡと両親、兄弟の５人家族で生活保護世帯である。
◆兄は中学校１年生、弟は５歳、母は４６歳、継父は４０歳である。
◆母親は父親からＤＶを受けており、市の男女共同参画推進室に相談している。
◆実父は母親と離婚し、父親（Ａの祖父）と暮らしている。
◆実父の母（Ａの祖母）は亡くなっている。
◆Ａは、女性の養護教諭との関係は良好であるが、男性の担任との関係は悪い。
◆Ａと継父は関係が悪い。
◆兄は、非行傾向で学校にあまり行っていない。実父を慕ってよく家に遊びに行っている。
◆弟には知的障害があり、療育手帳の取得のことや進学のことなどで母親は、障害福祉課に相談している。
◆Ａには２２歳の姉がいるが、結婚して別世帯で、母親とはほとんど連絡を取っていない。
◆姉には子どもが一人いるが、性別は分からない。
◆母親は、Ａへの接し方、継父からのＤＶについて、月１回ＳＳＷと面談をしている。

エコマップでの表示例

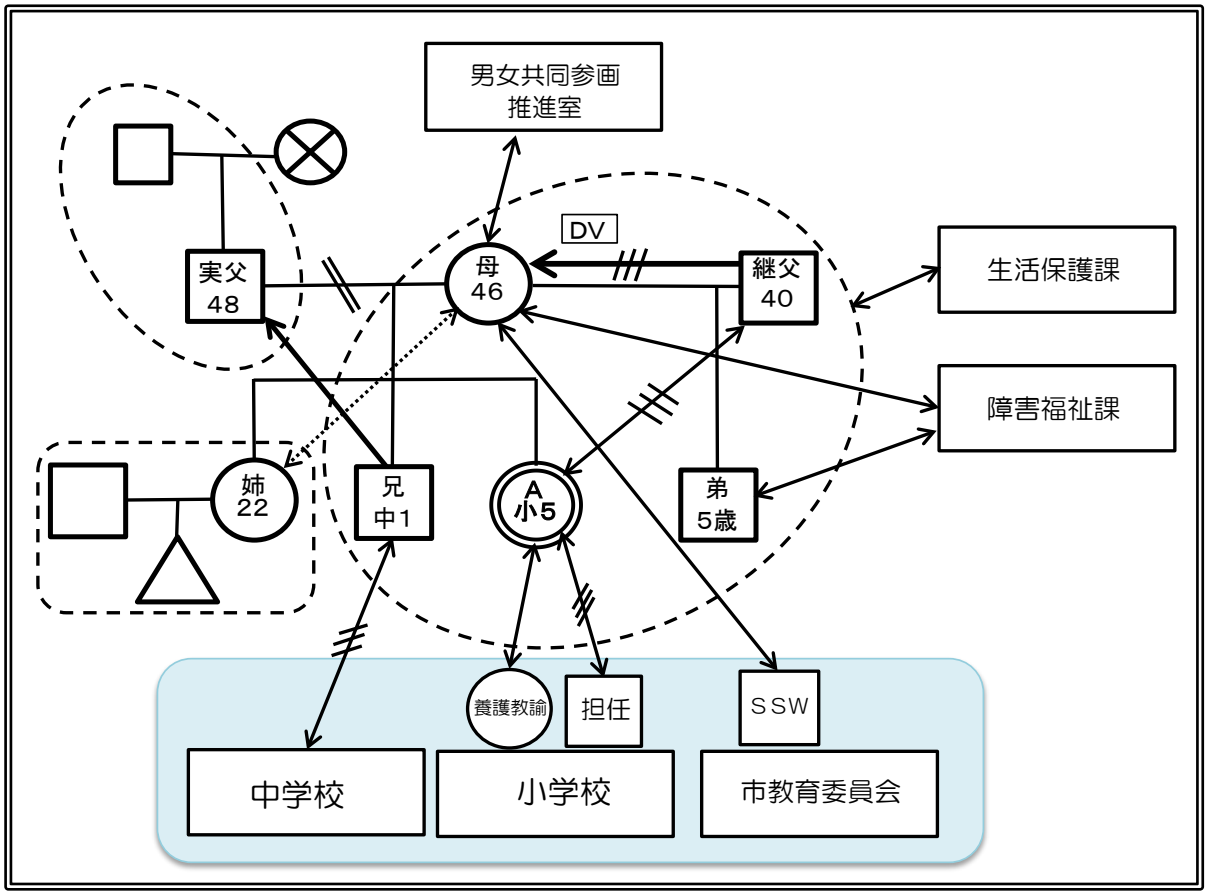

※関係性を示す情報を矢印の近くに書き加えてもよい。

4　ＳＳＷチェックリスト

ケースの現状把握を確認する。チェックリストに挙がっているような傾向が多く見られ、学校だけで対応することが難しいと判断すればＳＳＷの派遣要請を行う。

＜家庭生活等に課題がある内容＞

□　体格に比べ、異常に給食をたくさん食べる。
□　家庭で充分な食事がとれていない様子がうかがえる。
□　家族のことを聞こうとしても話したがらない。
□　着衣が乱れている。もしくは汚れている状態がずっと続いている。
□　靴下を履かない。もしくは上靴がない。
□　学用品が揃わなかったり、提出物が届かなかったりする。
□　校納金が遅れがちであったり、滞納したりする。
□　体臭がきつく、充分な入浴ができていないと思われる。
□　虫歯が多く、治療されていない。
□　自宅はゴミが散乱している状態である。

＜発育・発達等に課題がある内容＞

□　発達障害など、何らかの困難を抱えていると思われるが、適切な個別の支援を受けていない。
□　保護者の都合か経済的な理由かは分からないが、きちんと医療が受けられていない。
□　うつや統合失調症など精神疾患の疑いが感じられるが、医療機関につながっていない。
□　必要もないのに頻繁に病院を受診させている。
□　ネグレクト、身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、経済的虐待等があるような気がする。
□　健康診断で治療が必要とされたにも関わらず、治療を受けた形跡がない。

＜家族関係等に課題がある内容＞

□　虚言癖がある。
□　非行傾向である。
□　不登校傾向である。
□　自宅がたまり場になっている。
□　粗暴行為、ぐ犯行為、触法行為がある。
□　妊娠している。もしくは、そのように見える。
□　本人の状況が、教育相談やＳＣによるカウンセリングなどを行っても改善せず、要因が本人の内面以外にもあるような気がする。
□　保護者に対して怯えている。
□　本人が「家に帰りたくない」、「親を交換して欲しい」、「別の所に行きたい（施設に入りたい）」などと言う。
□　親から離れたがらない。
□　子どもが兄弟姉妹の育児や世話をしている。

参考：山口県ＳＳＷ連絡協議会　平成２６年８月１日作成
「スクールソーシャルワーク事業の活用の具体例」

5　関係機関との連携

支援を行う際に連携が必要になってくる関係機関の特徴を挙げている。事例ごとの組織的対応モデルと一緒に参考にしてほしい（□は各機関の役割、・はその特徴）。　2015.4.1 現在

機　関		特　徴	設　置
児童相談所		□児童福祉法に基づき、１８歳未満の子どもに関する様々な相談に対応している。主な業務は、児童福祉司や児童心理士が保護者や関係者から子どもに関する相談に応じ、子どもや家庭について必要な心理判定や調査を実施して指導を行う。 ・必要に応じて、中央児童相談所に併設した一時保護所に児童を一時保護し、行動の観察や生活の指導を行う。 ・児童や保護者の指導、児童の施設入所等の措置を行う。 ・一つの児童相談所が管轄するエリアが広い。	岩国児童相談所 0827-29-1513 周南児童相談所 0834-21-0554 中央児童相談所 083-922-7511 宇部児童相談所 0836-39-7514 下関児童相談所 083-223-3191 萩児童相談所 0838-22-1150
市役所 町役場	児童（子ども）家庭課 ＊市町により呼称が異なる。	□児童手当、子ども手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する業務を行っている。 ・家庭と身近で、家庭環境等の多様な情報をもっている。 ・フットワークが軽く、家庭訪問ができる。 ・市町の各課とネットワークが構築されている。 ・「要保護児童対策地域協議会（要対協）」を主催し、要保護児童（虐待・非行・障害等）に関するケース会議を実施する。参加者には守秘義務が生じる。	１９市町にある支所にもある
	障害福祉課（市町の障害担当職員、保健師） ＊市町により呼称が異なる。	□障害のある方への福祉施策について、様々なサービス（事業）を行っている。障害者手帳等の申請や障害年金等について担当しており、特別支援学校等に関する情報提供や相談等も行っている。 ・本人や家族に障害（知的・身体・精神）がある場合、支援に協力ができる。 ・障害者の福祉サービスを利用したい場合の相談にも応じてもらうことができる。	１９市町にある支所にもある

【児童相談所の場所と管轄】

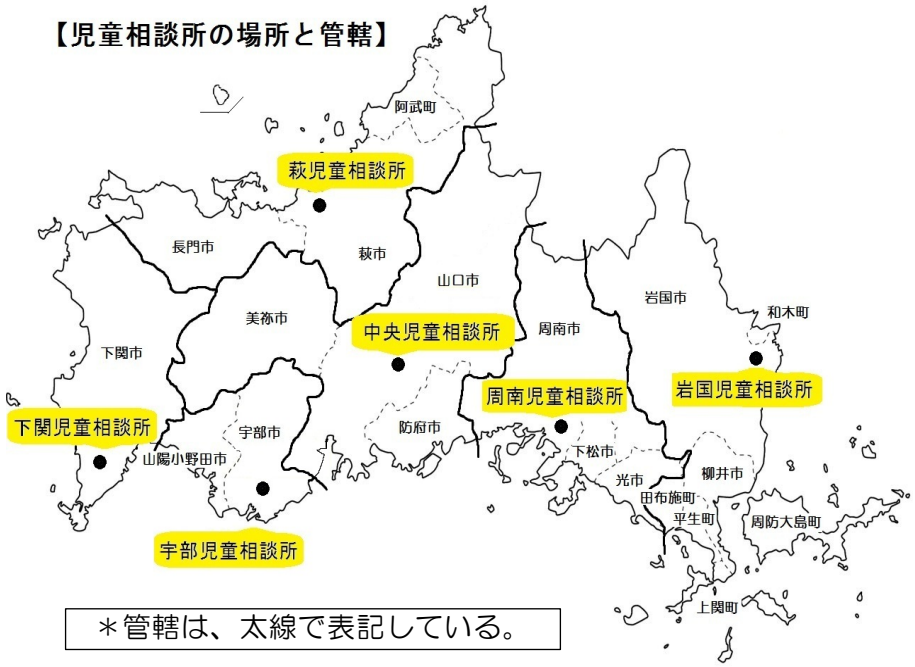

＊管轄は、太線で表記している。

市役所 町役場	社会福祉課 （社会福祉事務所） ＊市町により呼称が異なる。	□生活保護、その他福祉一般に関わる業務を行っている。 ・家族（親族）の状況を知っている。 ・生活保護受給の決定を行うので、経済状況を把握している。 ・子どもの問題の専門家ではないが、就労や就学等の相談員もいるので、相談は可能。 ・扱うケース数が多い。	各市町 ※阿武町は萩市福祉事務所。和木町、上関町、田布施町、平生町は東部社会福祉事務所（柳井健康福祉センター）
	市町保健センター （母子・高齢者）	□健康づくり事業に関することを行っている。 ・母子保健に関する業務も行っているので、児童・生徒の妊娠等に関する支援に協力できる。	１９市町にある
民生児童委員 主任児童委員		□厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の保護、保健・福祉に関する援助・指導等を行う。児童虐待の通告の仲介も行う。 ・日頃の世帯の様子をよく知っており、家庭訪問をすることができる。 （これらの委員や保護司の方々が学校評議員になっている場合もある。） ・身近すぎて家庭に入りにくい場合がある。	
スクールカウンセラー （ＳＣ）		・心理の専門家、現時点で本人と関わりがない場合でも心理的な見解を述べてもらえるので、今後の支援候補者としても協力してもらう。 ・ある程度回数が決まっており、頻繁に関わりにくい。 ・ＳＳＷと比べて、家庭に介入しにくい。	
警察（生活安全課） 少年サポートセンター （東部・中部・西部） 少年安全サポーター （警察官ＯＢ）		□警察は、非行少年の補導・保護・検挙・捜査・少年相談の受理を行う。 少年サポートセンターは県内３つの警察署に設置され、子どもの非行、問題行動、しつけ、犯罪被害に関する相談を行う。 少年安全サポーターは、拠点となる所轄警察署から教育委員会に出向いて連携を図りながら学校への指導を行うなど、青少年の健全育成のための活動に従事している。 ・ケースに事件性がある場合や、非行、校内暴力、家庭内暴力などの場合に相談できる。 ・離婚した夫によるストーカー行為など、保護者による犯罪行為の場合にも相談できることがある。	**東部少年サポートセンター** **（岩国警察署内）** 0827-23-5150 ○活動の地域～岩国、周南地域 ○岩国、柳井、光、下松、周南警察署 **中部少年サポートセンター** 083-925-5150 **（警察本部少年課内）** ○活動の地域～山口、萩地域 ○管轄警察署～防府、山口、山口南、長門、萩警察署 **西部少年サポートセンター** 083-222-5150 **（下関警察署内）** ○活動の地域～宇部、下関地域 ○管轄警察署～宇部、山陽小野田、小串、美祢、下関、長府警察署
社会福祉協議会 （権利擁護事業等）		□社会福祉に関わる行政・民間の関係者・団体・機関の連携を進めたり、具体的な福祉サービスの企画や実施を行ったりしている。 ・保護者や祖父母に軽度の認知症や知的障害、精神障害（疑いを含む）があり金銭管理能力がで不十分である場合などは、社会福祉協議会の「地域福祉権利擁護事業」により、日常的な金銭管理や見守り、福祉サービスの利用援助を行うことができる。生活保護との併用も可能。 ・地域の社会資源や福祉サービス、ボランティア等の情報を多く有している。	１９市町にある

		・所得が低い者への貸付も行っている。 ・子ども・高齢者・障害者の相談窓口。 （各社協によって事業内容やサービスは異なる）	
地域包括支援センター（高齢者権利擁護・介護保険）		□高齢者の権利擁護、虐待対応や成年後見などを行っている。 ・高齢者（６５才以上対象）の医療・福祉・介護に関する総合相談窓口。	１９市町にある
山口県発達障害者支援センターまっぷ		□自閉症児（者）をはじめとする発達障害児（者）等に対する相談支援、発達支援、就労支援や関係機関・施設等への情報提供や研修などの活動を行っている。	山口市仁保 083-929-5012
児童・障害者相談センターのソーシャルワーカー（SW）	障害者相談支援事業機関	□障害者（児）の相談を受け、サービスの利用計画や、他の機関との連絡調整を行う。 ・ＳＷが本人や世帯の支援計画を立て、関係機関と連絡調整をしていく。 ・要支援者から支援の依頼が必要。	各圏域
	児童家庭支援センター（24時間受付）	□地域の子どもや保護者、住民から、１８才未満の子どもに関する不登校や児童虐待、その他学校や地域における悩みなど様々な相談を受け付けている。 ・ＳＷが本人や世帯の支援計画を立て、関係機関と連絡調整をしていく。 ・児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着した相談支援を行う。 ・ショートステイ、トワイライトステイ等の事業等もある。 ・要支援者から支援の依頼が必要。	県内４カ所 ○なかべこども家庭支援センター「紙風船」（なかべ学院乳児部：下関市） ○こども家庭支援センター「清光」（清光園：山口市） ○子ども家庭支援センター「海北」（防府海北園：防府市） ○こども家庭支援センター「ぽけっと」（共楽園：周南市）
県健康福祉センター		□精神保健相談やひきこもりの支援を行っている。 ・保護者や本人に精神障害がある場合、「精神・難病班」が相談に応じる。 ※緊急時（本人や保護者に自傷他害の危険性がある場合）は、110番で保護を求めること。	県内８カ所 （下関市は下関市保健所）
医療ソーシャルワーカー（MSW）、精神科ソーシャルワーカー（ＰＳＷ）		□病院のソーシャルワーカー（ＳＷ）で、患者や家族の相談を受けたり、関係機関との連絡調整をしたりする。 ・ケース会議に参加してもらい医療・福祉サービス利用の見立て、主治医の見解の伝達、ケース会議での意見を主治医へ伝えることができる。 ・ＭＳＷやＰＳＷは病院や施設内のＳＷなので、関わりのある患者に対しては状況把握のため家庭訪問等することもある。 ・患者や家族の同意や守秘義務が重視される。	病院によって異なる

2023 年 8 月末現在

教育支援センター 一覧表

市町名	教育支援センター	所在地	実施日･時間	連絡先
岩国市	岩国市教育支援中央教室	岩国市横山三丁目 1-11 （岩国教育センター2 階）	月～金 9:30～15:20	0827-43-0905
	岩国市教育支援西教室	岩国市周東町下久原743-1	月～金 9:30～15:20	0827-84-5335
	岩国市教育支援南教室	岩国市由宇町中央一丁目1-10 （由宇総合支所３階）	月～金 9:30～15:20	0827-63-6776
	岩国市教育支援中央教室北分室	岩国市美和町渋前 1751 （ハーモニーみわ２階）	月～金 9:30～15:20	0827-95-0005
和木町	スマイルルーム	和木町和木 2-5-2	月～金 7:55～16:25	0827-52-2165
柳井市	しなやかスクール	柳井市柳井 3913-2	月～金 9:30～15:00 （開室 8:00）	0820-23-8130
周防大島町	あろは教室	大島郡周防大島町大字油良 506	月～金 9:00～15:30	0820-73-0560
上関町	開設していない			
田布施町	開設していない			
平生町	開設していない			
光市	まなびばひかり	光市立図書館２階	月～金 8:30～16:00	0833-74-3602
下松市	希望の星ラウンジ	下松市大字笠戸尾泊 1534-14	月～金 9:00～15:00	0833-52-0136
周南市	周南市教育支援センター	周南市楠木二丁目 9 番 1 号	月～金 9:00～15:00	0834-28-8860
山口市	山口市南部教育支援センター （あすなろ第 1 教室）	山口市小郡平砂町4番1号	月～金 9:30～15:15	083-973-6257
	山口市北部教育支援センター （あすなろ第 2 教室）	山口市旭通り二丁目 6 番 11 号	月～金 9:30～15:15	083-932-3084
防府市	オアシス教室	防府市緑町 1-9-2 （文化福祉会館内）	月･火･木･金 9:30～15:00	0835-23-1551
宇部市	ふれあい教室	宇部市琴芝二丁目 4 番 25 号	月～金 10:00～15:00	0836-35-2241
山陽小野田市	小野田ふれあい相談室	山陽小野田市北竜王町 9 番 45 号 （山陽小野田市労働会館 1 階）	月～金 9:30～15:00	0836-84-5416
	山陽ふれあい相談室	山陽小野田市大字鴨庄 94 番地 （山陽小野田市保健センター2階）	月～金 9:30～15:00	0836-71-1681
美祢市	心の広場	美祢市東厚保町川東 2596－1	月～金 9:00～12:00	0837-53-1010
下関市	下関市教育支援教室「かんせい」	下関市関西町１２番１号	月～金 9:20～14:15	083-232-3021
	下関市教育支援教室「あきね」	下関市秋根西町一丁目1番 3 号	月～金 9:20～14:15	083-227-2551
	下関市教育支援教室 黒井分室	下関市豊浦町大字黒井 2345－1 （黒井公民館内）	木 14:00～16:00	083-232-3021 083-227-2551
	下関市教育支援教室 山の田分室	下関市生野町二丁目 27 番 7 号 （下関フリースクールネスト内）	金 14:00～16:00	083-232-3021 083-227-2551
萩市	萩輝きスクール	萩市大字山田 4819-1	月～金 9:30～15:00 （水 9:30～12:00）	0838-24-4821
長門市	長門市教育支援センター	長門市東深川 2660-4	月～金 9:00～16:00	0837-22-3542
阿武町	開設していない			